

切れ目のない支援体制の構築に向けて

令和6年度 第2回松戸市成年後見制度利用促進協議会資料

令和6年8月20日（火）

松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

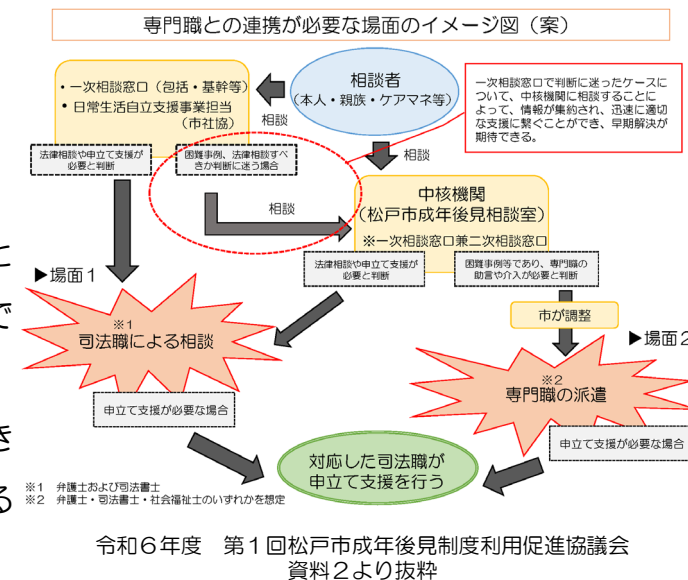
切れ目のない支援体制の構築に関するご意見

◎現状の相談体制に関する課題

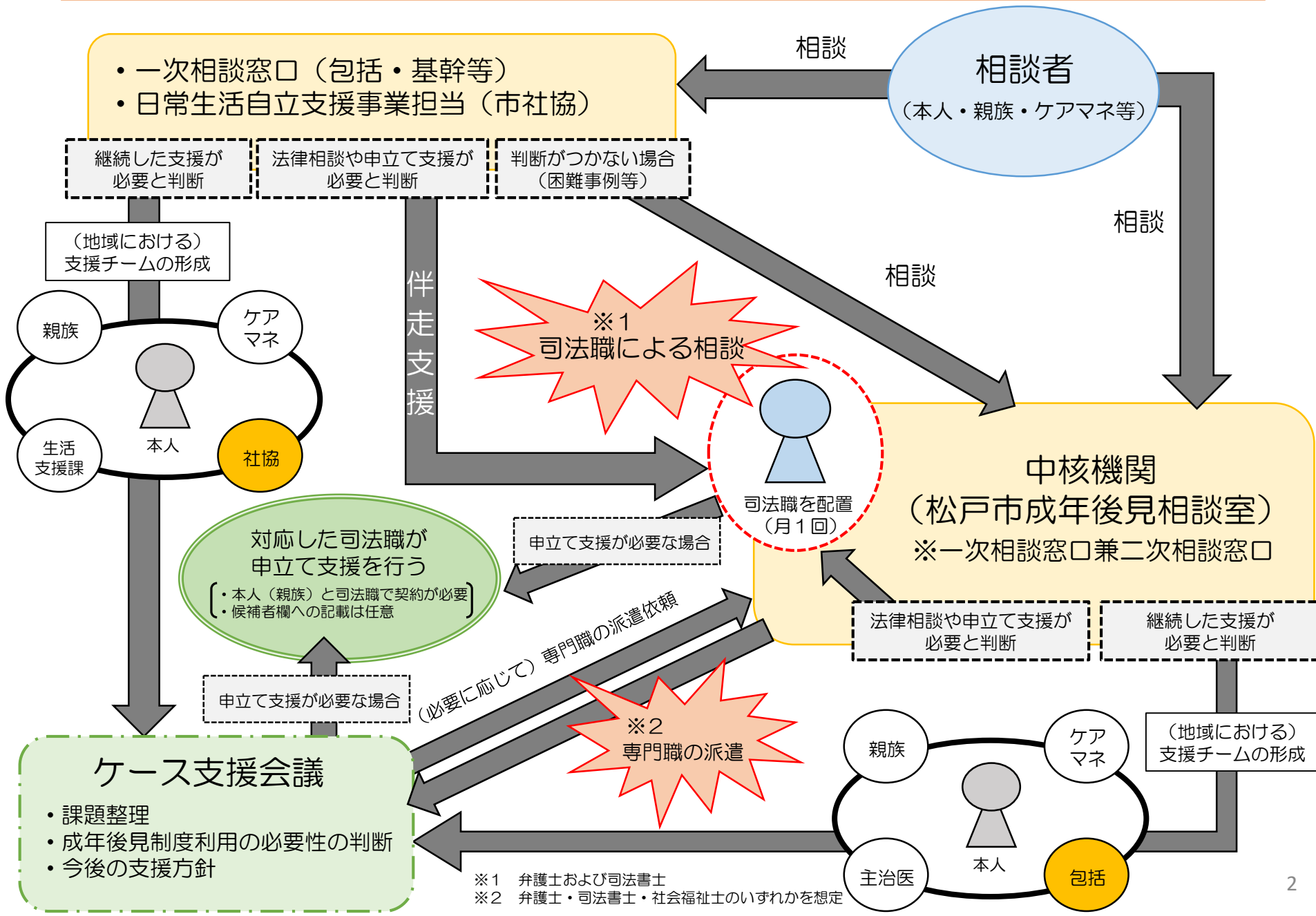
- 本当はすぐに法テラスに電話をして、繋ぐのが理想だが、今の体制ではできていない。
- 現状の相談体制だと話が聞ける範囲に限界があるが、それは相談を受ける側の都合でしかなくて、相談する側からすると、専門職の区別はせずに相談してくる。自分の相談を最初から最後まで対応してほしいというニーズが強く、そこを実現してあげるとより促進に繋がるのではないか。
- 相談室の充実とは、次につなげられるような体制づくりだと思う。

◎専門職派遣に関すること

- ・派遣するとしたら誰がいくのか（協議会委員か専門職団体か）
- ・場面2に至るまでのプロセスにおいて、誰が主体的に動くのかわかりにくい。
- ・専門職の派遣というのが、どこに誰を派遣してもらえるのかわかりにくい。
- ・リーガルとして、相談を受けてから必ず候補者まで行う者を派遣することが難しく、申立支援は受けられるが、候補者は家裁の一任になってしまう。
- ・相談室の中で、ある程度法律相談も含めて、アセスメントができるような体制をとるには、相談室に司法職を派遣なり、常駐的な相談員として配置するのがいいのではないか。
- ・支援者としては相談室に繋ぐべきなのか、法テラスや市の無料法律相談に繋ぐべきなのか判断できなくても、相談室で受けしてもらえるかどうかを明確にしてもらえるとうわかりやすい。
- ・相談室に司法職を入れたほうが本人や家族のためには意味があるものになると思う。



切れ目のない支援体制（案）



各場面での司法職との連携方法（案）

◎司法職による相談（市民・支援者共通）

- ・月1回、松戸市成年後見相談室に司法職を配置
- ・1件1時間以内。1日あたり3件程度の見込み。
- ・事前予約制とし、成年後見制度に関する相談を受け付ける。
- ・相談者または対象者が松戸市に在住の方を相談の対象とする。
- ・必要であれば、支援者の同席も可能。

◎専門職の派遣

- ・専門職を派遣する会議の要件として、
 - ①本人の利益を図る目的で実施するケース会議
 - ②成年後見制度利用の判断や進め方について専門職の助言が必要な場合 とする。
- ・1回2時間以内。会議開催場所は原則、市内に限る。
- ・派遣する職種は、派遣を依頼する者が指定する。
- ・派遣を依頼できるのは、相談窓口機能を有する相談支援機関（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、中核地域生活支援センター、市社会福祉協議会、成年後見相談室等）であって、本人を中心とする「チーム」を形成した場合に限る。

問：現在の体制に加えて、どのような仕組みがあれば、スムーズな支援に繋がるとおもいますか。（複数回答） N=86

